

「でんさいサービス利用規約」「スターセーフ規定」「外国送金取引規定」
「当座勘定規定」「譲渡性預金規定」の改定について

下記の通り「取引規定集」を改定いたします。なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきますのでよろしく申し上げます。

1. 改定日

2020年4月1日（水）

2. 改定内容

新旧対照表		
でんさいサービス利用規約		
新	旧	備考
<p>(略)</p> <p>(本規約の変更)</p> <p>第35条</p> <p>本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>(略)</p> <p>(本規約の変更)</p> <p>第35条 当行はサービスの見直し等により本規約の内容を利用者に事前に通知することなく、任意に変更することができるものとします。本規約の変更後、利用者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規約を承認したものとみなします。</p>	<p>(変更)</p>
スターセーフ規定		
新	旧	備考
<p>(略)</p> <p>第4条（本規定の改定）</p> <p>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、</p>	<p>(略)</p> <p>(第4条) 追加</p>	<p>(略)</p> <p>(追加)</p>

<p>効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</p>		
<p>外国送金取引規定</p>		
<p>新</p>	<p>旧</p>	<p>備考</p>
<p>(略) 17. (本規定の変更) 当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</p>	<p>(略) (17.追加)</p>	<p>(略) (追加)</p>

当座勘定規定		
新	旧	備考
<p>(略)</p> <p>第28条 (第三者による弁済) 本規定に基づき本人が当行に対し負担する債務について第三者による弁済申出があった場合、当行はこれを本人の意思に反しない弁済として取り扱うことができるものとします。</p> <p>第29条 (本規定の変更) 当行は、本規定の各条項を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することができるものとします。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>(略)</p> <p>(第28条、29条追加)</p>	<p>(略)</p> <p>(追加)</p>
譲渡性預金規定		
新	旧	備考
<p>(略)</p> <p>9. (本規定の変更) 当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</p>	<p>(略)</p> <p>(9. 追加)</p>	<p>(略)</p> <p>(追加)</p>